令和３年度第８回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年１１月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和３年１１月２６日　午後２時４５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一				
			１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	７	中村　耕二	８	山本　実雄	９	小林　善孝		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　事務職員：浜上研人　会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実　岐　宿：山田康弘							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 60 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 61 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 62 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第 63 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 64 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 65 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 66 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 67 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 8 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、7 番中村耕二委員、8 番山本実雄委員、9 番小林善孝委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 8 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長

はじめに、議案第 60 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第60号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2ページから17ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田15筆、畑241筆で、面積は100,758㎡となっております。

4月からの累計は、田61筆、畑335筆、樹園地6筆で合計面積は226,571㎡となっております。以上です。

〇議長

今、説明がありましたが、3ページから14ページまで、崎山の委員さんにお願いして赤島の現地調査をして、連絡のついたところから非農地の判断をするということです。ここには200筆ほどありますが、赤島には500筆ほどあるそうです。また次回、出ますけどよろしくお願いします。

〇〇〇〇〇委員

同意はよく取れましたね。同意なしで農業委員会の判断で行ったんですか。

〇議長

事務局に説明させます。

□事務局

非農地の判断については、農業委員会が独自に判断できるということで、今回の場合、同意は取っていません。赤島にいらっしゃって連絡が取れた方については、同意を取っております。

今回、通知先が農地台帳に記載されている方のみを通知をすることにしています。今後、通知先が分かっていない方については調べて、最終的に調べた結果、分からない方については告示等をして非農地化にすることができるということでしたので、そのようにしたいと思います。

まずは通知先を調べて、分かったところからこのように挙げさせてもらいたいと思います。以上です。

〇議長

今回の分については、連絡先が分かったところから挙げたということでしたので、よろ

しくお願いします。

〇議長
　質疑を行います。
　―質疑応答―
　質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

〇議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

〇議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第60号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
　次に、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　18ページをお開きください。
　議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

　20ページをお開きください。
　議案第61号1番、
　権利：所有権移転　有償　売買
　所在：富江町　畑2筆　1,199㎡
　譲渡理由：相手方の要望による。
　譲受理由：経営規模拡大のため。
　11月17日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
　議案第61号の1番について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

〇議長

質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第61号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第61号の1番は許可されました。

○議長
つづきまして、議案第61号の2番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第61号2番、
権利：所有権移転　有償　売買
所在：富江町　畑1筆　2,128㎡
譲渡理由：相手方の要望による。
譲受理由：経営規模拡大のため。
11月17日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第61号の2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第61号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第61号の2番は許可されました。

○議長
つづきまして、議案第61号の3番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第 61 号 3 番、
権利：所有権移転　無償　贈与
所在：岐宿町　田 1 筆　899 ㎡
譲渡理由：農業を廃止しているので、義兄に贈与する。
譲受理由：農地の贈与を受け耕作する。
11 月 17 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第 61 号の 3 番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第 61 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 61 号の 3 番は許可されました。

○議長
次に、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」の 1 番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
それでは、議案第 62 号の 1 番及び議案第 63 号の 1 番について事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。21 から 22 ページをご覧ください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、23から24ページをご覧ください。議案第62号の1番と議案第63号の1番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。
それでは、23ページの議案第62号の1番をご説明いたします。
本案は、平成20年3月21日付けで貸家住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件でありますが、資金繰りが上手くいかず転用を実施することができなかったため、承継者による駐車場用地として農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、24ページの議案第63号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第1種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

○議長
次に、本案に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
（登壇）
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第62号の1番及び議案第63号の1番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第62号の1番及び議案第63号の1番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第62号の1番は、承認相当及び議案第63号の1番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で福江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
　議案第 62 号の 1 番に対する福江地区協議会会長の報告は承認相当、議案第 63 号の 1 番に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
　報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第62号の1番は承認相当、議案第63号の1番は、許可相当と決しました。

○議長
　つづきまして、議案 63 号の 2 番を審議します。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、25 ページの議案第 63 号の 2 番をご説明いたします。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。
　おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
　申請地は、最高 0.5m、最低 0.3mの盛土を行います。隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長
　次に、本案に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
　（登壇）
　福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第 63 号の 2 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第 63 号の 2 番について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第63号の2番に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第63号の2番は、許可相当と決しました。

○議長
つづきまして、議案63号の3番及び4番を審議します。
なお、議案第63号の3番及び4番については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
―1番退席―
事務局の説明を求めます。

□事務局
次に、26ページの議案第63号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。
おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地境界には、ブロック壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、27ページをご覧ください。議案第63号の4番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第2種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、ブロック壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長
　次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。
　質疑はそれぞれ、各地区協議会報告のあとに行います。
　はじめに、議案第63号の3番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。
　なお、この件については大津・奈留地区の山本委員、中村委員が担当なのですが、本日、欠席の為、私の方から報告させていただきます。

□大津・奈留地区協議会会長代理
　大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第63号の3番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第63号の3番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長
　大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第63号の4番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理
　（登壇）
　福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第63号の4番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第63号の4番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
　議案第63号の3番及び4番に対する各地区協議会の報告は、許可相当であります。
　報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第63号3番及び4番は、許可相当と決しました。
　1番南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
　―1番出席―

○議長
　次に、議案第63号の5番以降を審議します。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　次に、28ページをご覧ください。議案第63号の5番をご説明いたします。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第2種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。周辺の農地とは、十分な距離を確保することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

　次に、29ページをご覧ください。議案第63号の6番をご説明いたします。
　所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第2種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。露天の資材置場として使用することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

　次に、30ページをご覧ください。議案第63号の7番をご説明いたします。
　所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、ソーラーパネル244枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。

　最後に、31ページをご覧ください。議案第63号の8番をご説明いたします。
　所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
　申請地は、現状のまま利用し、境界に畦畔及び石積塀があり土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣に耕作している農地がなく、営農等への影響はないと思われま

す。また、ソーラーパネル 248 枚の発電能力 49.5ｋｗの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

○議長
次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第 63 号の 5 番に対する大津・奈留地区協議会の報告を求めます。
なお、この件についても欠席の為、私の方から報告させていただきます。

□大津・奈留地区協議会会長代理
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 63 号の 5 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
議案第 63 号の 5 番について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長
大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○○○○○委員
親子でも「使用貸借（永代年間）」と書いていますが、「贈与」という文言は使われないわけですか。

□事務局
使用で貸借する、と。

○○○○○委員
息子さんが農業をしていない関係で、こういうことになったんですか。

□事務局
いずれは農業を継ぐ予定だそうですが、今回はこのようになっています。

○○○○○委員
相続されていないので、贈与されないということなんですね。

□事務局
そうです。

○○○○○委員
贈与税がかからないような感じでと思ったんですが、使用貸借（永代年間）にすれば税金がかからないということなんですね。わかりました。

○議長
　他にございませんか。

○議長
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第63号の6番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
　（登壇）
　福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第63号の6番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第63号の6番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第63号の7番及び8番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
　（登壇）
　三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第63号の7番及び8番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第63号の7番及び8番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
　議案第63号の5番から8番に対する各地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第63号5番から8番は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第64号「五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
32ページをご覧下さい。
五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。
また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、
①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。
以上5つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

33ページをご覧下さい。
議案第64号
1番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、堤町　畑1筆　6,374㎡の内、497㎡。除外の目的は、住宅用地。施設の概要としては、居宅1棟（木造瓦葺平屋建）となっております。
除外の理由は、「譲受人は現在借家に住んでいるが、将来の介護等考慮して親の近くである申請地に自宅を建築したい。」とのことです。

34ページをお開きください。
2番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、三井楽町　畑1筆　1,502㎡のうち1,052㎡。除外の目的は、太陽光発電設備建設用地。施設の概要としては、太陽光パネル設置252枚、パワーコンディショナー9台。
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。

今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。当該地の内 450 ㎡は既に農用地区域から除外されている。」とのことです。

35 ページをご覧ください。
3 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、三井楽町　畑 1 筆　3,076 ㎡のうち 1,586 ㎡。除外の目的は、太陽光発電設備建設用地。施設の概要としては、太陽光パネル設置 236 枚、パワーコンディショナー9 台。
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。」とのことです。

36 ページをお開きください。
4 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、三井楽町　畑 1 筆　2,496 ㎡のうち 1, 601 ㎡。除外の目的は、太陽光発電設備建設用地。施設の概要としては、太陽光パネル設置 240 枚、パワーコンディショナー9 台。
除外の理由は、3 番と同様です。

37 ページをご覧ください。
5 番　申出人については、議案書のとおりです。
所在地、三井楽町　畑 1 筆　2,914 ㎡。除外の目的は、太陽光発電設備建設用地及び資材置場用地。施設の概要としては、太陽光パネル設置 252 枚、パワーコンディショナー9 台、太陽光発電設備資材置場 600 ㎡、車両置き場 150 ㎡。
除外の理由は、「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。また、当該地の一部を太陽光発電設備に必要な資材、機材、工事車両、重機を保管するための資材置場として転用したい。」とのことです。
以上です。

〇議長
次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会報告のあとに行います。
はじめに、議案第 64 号の 1 番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
（登壇）
本山・大浜地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第 64 号 1 番、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての 1 について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。
以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、つづきまして、議案第64号の2番から5番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
（登壇）
三井楽地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第64号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての2番から5番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わります、採決は一括して行います。
議案第64号の1番から5番に対する各地区協議会の報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。
報告のとおり、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」とすることに、ご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第64号につきましては、すべて除外のための計画変更については、「やむを得ない。」との意見に決しました。

○議長
次に、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
38、39 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

○議長
それでは、議案 65 号の 1 番 1 から 1 番 4 を審議します。
なお、本案については、17 番寺坂誠一委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
—17 番退席—
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。40 ページをご覧ください。
1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,844 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　4,351 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 6 筆　12,032 ㎡
1 番 4　　申請地　　畑 2 筆　3,364 ㎡
更新で、契約内容は、1 番 3 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番 1 から 1 番 4 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第 65 号の 1 番 1 から 1 番 4 は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第65号の1番から1番4は、原案のとおり可決されました。
　17番寺坂誠一委員の除斥を解き、出席を求めます。
　―17番出席―

○議長
　つづきまして、議案65号の2番以降を審議します。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、2番以降の説明をいたします。
　2番、 申請地：畑2筆、2,547㎡、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
　3番1、申請地：畑3筆、3,229㎡、こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
　3番2、申請地：畑1筆、3,108㎡、こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
　3番3、申請地：畑3筆、3,584㎡、以上、3番1～3番3につきましては、更新で、契約内容は3番3が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。
　4番1、申請地：畑11筆、17,866㎡
　4番2、申請地：畑1筆、1,466㎡、以上、4番1、4番2につきましては更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。
　5番、申請地：畑3筆、8,344㎡、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
　6番、申請地：樹園地1筆、1,265㎡、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
　7番、申請地：畑2筆、1,960㎡、更新で、契約内容は解除条件付きの賃貸借権となっております。

　以上、申請番号2番～7番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第65号、貸借権設定の2番から7番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第65号の2番外8件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第66号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題

といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第65号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1番1、申請地：田4筆、3,301㎡
1番2、申請地：畑1筆、8,214㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番3、申請地：畑2筆、17,914㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番4、申請地：田2筆、2,194㎡

以上、1番1～1番4の契約内容は、1番1が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。
1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第66号、貸借権設定の1番1から1番4は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第66号の1番1外3件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第67号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。47ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めること

ができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第66号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。48ページをご覧ください。
1番 、申請地：田4筆、3,301㎡、契約内容は、使用貸借権となっております。
2番1、申請地：畑1筆、8,214㎡、
2番2、申請地：畑2筆、17,914㎡、
以上、2番1、2番2につきましては、契約内容は賃貸借権となっております。
3番 、申請地：田2筆、2,194㎡、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、1番から3番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案67号、貸借権設定の1番から3番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号、1番外3件については、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
議題は以上で終了いたしました。

〇議長
次に報告・協議事項に入ります。
始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局
ー会議等報告・予定他についてー
1.ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2.会議等報告・予定について
3.農地所有適格法人要件確認について
4.その他

〇議長
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和３年度第８回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後２時45分　閉会＝